

# 個人住民税

## 住民税とは

住民税とは…一般に県民税と町民税とを合わせて住民税と呼んでいます。  
住民税には…税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する「均等割」とその人の所得金額に応じて負担する「所得割」があります。

## 納税義務者

個人の住民税の納税義務者は、次のとおりです。

収める税	納税義務者	町内に住所のある方	町内に住所は無いが事務所、事業所又は家屋敷のある方
均等割			
所得割			-

川南町に住所があるか、あるいは事務所などがあるかどうかはその年の1月1日現在の状況で判断されます。

## 住民税が課税されない人

均等割も所得割もかからない人

ア)生活保護法によって生活扶助を受けている人

イ)障害者・未成年者・寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下であった人

均等割がかからない人

合計所得金額が(控除対象配偶者 + 扶養親族 + 1) × 280,000 + 168,000以下の人

所得割がかからない人

合計所得金額が(控除対象配偶者 + 扶養親族 + 1) × 350,000 + 320,000以下の人

## 均等割

個人の住民税の均等割は県民税(1,500円) + 町民税(3,000円)です。  
県民税のうち500円は森林環境税となります。

## 所得割

所得割の計算は以下のとおりです。

$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$

【課税所得金額】

平成18年度までは課税所得金額に応じて段階的に税率が変わりましたが

平成19年度以降の税率は県民税一律4%、町民税一律6%になります。

## 納税の方法

住民税の納付は、2つの方法があります。

普通徴収…年4回にわけて、自分で直接納付する方法

特別徴収…給与支払者が毎月の給与から税金を差引き納付する方法

## Q & A

Q1 今年の4月に川南町から引っ越したのですが、今年の住民税はどこに納付するのでしょうか

A 住民税はその年の1月1日にお住まいの市町村で課税されますので川南町に納めることになります。

Q2 私の夫は今年3月に亡くなりましたが、納税する必要があるのでしょうか

A 住民税はその年の1月1日にお住まいの市町村で課税されますので昨年の所得により課税されれば、納税の必要があります。